

社会福祉施設および医療機関等における省エネ設備等支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、原油価格・物価高騰等が続く中、社会福祉施設や医療機関等のコスト削減を図り、利用者負担への影響を抑制するため、社会福祉施設および医療機関等の省エネ設備の更新ならびに新設（以下「更新等」という。）（利用者が生活や活動する場所に限る。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、「福井県補助金等交付規則」（昭和46年4月1日福井県規則20号）、「福井県健康福祉部健康医療局地域医療課所管補助金等交付要綱」の規定によるほか、この要領の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省エネ設備 省エネルギー効果の高い設備をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、県内に所在する別表1に掲げる事業所・施設（以下「事業所等」という。）の設置者であって、省エネ設備の更新等（利用者が生活や活動する場所に限る。）を行う設備を所有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

- (1) 県税の滞納がある者
- (2) 暴力団員もしくは暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) その他知事が適当でないとする者

(交付対象事業等)

第4条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次に掲げるとおりとし、各事業の補助率等、補助下限額および補助上限額は別表2に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 省エネ設備更新等事業 省エネ設備の更新等を行う事業
- (2) 補助事業は、事業所等の単位ごとに実施するものとする。
- (3) 同一建物内に補助事業を実施する事業所(サービス)等が複数所在する場合は、当該事業所等のうちのいずれか1つが補助事業を実施するものとする。

(交付対象設備)

第5条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表3に掲げるとおりとする。

(交付対象経費)

第6条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助事業の実施に要する次に掲げる経費のうち、知事が適当と認めたものとする。

- (1) 設備費（補助対象設備の更新等に係る購入、製造、据付等に必要な経費をいう。）
- (2) 工事費（補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事および設計に必要な経費をいう。）
- (3) 処分費（補助対象設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要な経費をいう。ただし、更新前の設備を処分した際に得られた収益は、補助対象経費から控除する。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 利用者が生活や活動する場所以外の省エネ設備の更新等に係る経費
- (2) 過剰であるとみなされるものまたは予備もしくは将来に使用するものに要する経費
- (3) 中古の設備の導入に係る経費
- (4) 諸経費（振込手数料、リース料、保証料等）
- (5) 消費税および地方消費税
- (6) 第8条の規定により知事が交付決定を行った日以前に契約締結したものに係る経費

（交付の申請）

第7条 申請者は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（様式第1-1号）
- (2) 事業実施計画書（様式第1-2号）
- (3) 対象設備確認書（様式第1-3号）
- (4) 設備設置承諾書（様式第1-4号）（建物の所有者と設備の設置者が異なる場合に限る。）
- (5) 確認書（様式第1-5号）
- (6) 登記事項証明書（設備更新等を行う事業所等の不動産登記）
- (7) 補助対象経費算定根拠となるもの（見積書、更新等を行う設備のカタログ）
- (8) 設備更新等を行う建物の平面図、設備更新等の内容がわかる概略図等
- (9) 設備更新等を行う建物が存する敷地内の配置図
- (10) 設備更新等を行う建物および設備の状況が確認できるカラー写真
- (11) 県税の納税状況確認に関する同意書または県税の納税証明書
- (12) 地方消費税の納税証明書
- (13) その他知事が必要と認める書類

2 第1項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税を減額して申請しなければならない。

（交付の決定）

第8条 知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、

補助事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分または補助事業の内容の変更をしようとするときは、知事に変更承認の申請を行うこと。ただし、次のいずれにも該当する軽微な変更を除く。
 - ア 補助金の交付の目的に変更をもたらすものでないもの
 - イ 補助金の増額がなく、かつ補助対象経費が20パーセント以上変更しないもの
- (2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認または指示を受けること。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、定款および経理規程等に定める手続に基づき適正に行うとともに、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (4) 補助対象経費に関して国その他の団体から重複して本補助金以外の補助金等を受給しないこと。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、補助事業の実施に当たりこの要領その他法令の規定を遵守すること。
- (6) 前条の通知の受領後、県が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。

(内容の変更等)

第10条 第9条第1号の規定による承認の申請または同条第2号の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分または補助事業の内容を変更しようとするとき 事業変更承認申請書(様式第2号)
- (2) 補助事業を中止しまたは廃止しようとするとき 事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、第8条の規定による交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

- 2 申請者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第8条の通知があった日から20日以内に、交付申請取下届出書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(事前着手)

第12条 申請者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、あらかじめ交付決定前事業着手届出書(様式第5号)を知事に提出した場合は、この限りでない。

(状況報告等)

第13条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、または調査することができる。

- 2 補助事業者は、前項の調査に関して立会いその他の協力をしなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して1か月以内または交付決定日の属する年度の2月12日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別精算額一覧(様式第6-1号)
- (2) 事業実績報告書(様式第6-2号)
- (3) 設備更新等を行った建物および設備の概要が確認できるカラー写真
- (4) 支出が確認できる書類(契約書等の写し、請求書の写し、領収書の写し、銀行等で振込したことが分かる書類等)
- (5) 既存設備を撤去した場合には処分が完了したことを証する書類(産業廃棄物管理票(マニフェストD票)の写し、フロンの引取証明書の写し(フロン類が含まれる設備を撤去した場合に限る。)および家電リサイクル券の写し(一般用エアコンまたは一般用冷凍・冷蔵庫を撤去した場合に限る。))
- (6) 導入した設備の保証書の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第16条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 知事は、第10条の規定による補助事業の中止もしくは廃止の申請があった場合または次のいずれかに該当する場合は、第8条の規定による補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、または変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 第19条の規定に違反して承認を受けないで補助事業により取得し、または効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供した場合
- (4) 前各号のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容およびこれに附した条件に違反した場合、または知事の指示に従わなかった場合

2 知事は、前項の規定による取消しまたは変更を行った場合において、既に当該取消しまたは変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(取得財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産について、取得財産管理台帳兼取得財産明細書（様式第8号）を備え、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間（以下「処分制限期間」という。）内管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した、取得価格または効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品およびその他重要な財産（以下「処分制限財産」という。）を、処分制限期間内において、補助金の交付の目的に反して処分する（使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供することをいう。以下同じ。）ときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第9号）を提出し、承認を得なければならない。

- 2 知事は、補助事業者が処分制限財産を処分することにより収入があり、または収入があると認められるときは、その収入に相当する補助金額の全部または一部を県に返還させることができる。

(帳簿の整備)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要領は、令和7年3月14日から施行する。

別表1（第3条関係）

施設区分	事業所等	
社会福祉施設	高齢福祉関係	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
	障がい福祉関係	生活介護事業所、療養介護事業所、短期入所事業所、障害者支援施設、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労選択支援事業所（令和7年10月から適用）、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労定着支援事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設
	児童福祉関係	児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム、自立援助ホーム、母子生活支援施設
	救護施設	—
医療関係施設	医療機関	病院、有床診療所、無床診療所（医科・歯科）、助産所、施術所、歯科技工所
	薬局	保険薬局の指定を受けている施設

別表2（第4条関係）

別表3の設備区分	施設区分	事業所等	補助率等	補助下限額 および上限額
省エネ設備	社会福祉施設	高齢福祉関係	消費税別の補助対象経費の 1/2	1 補助事業あたり 補助下限額※ 20万円 補助上限額 200万円
		障がい福祉関係		
		児童福祉関係		
		救護施設		
	医療関係施設	医療機関		
		薬局		

※補助金額が20万円を下回る場合は、補助対象外

別表3（第5条関係）

設備区分		対象区分	設備の種別	省エネルギーに関する基準等	
省エネ設備	空調・換気設備	更新	業務用エアコン	平成21年6月22日付、経済産業省告示第213号「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」達成率100%以上※1	
			一般用エアコン		
			換気装置（熱交換型）		熱交換率（全熱交換効率）60%以上
			温風暖房機・ジェットヒーター		最大効率〔熱出力または有効発熱量（kW） / 燃料消費量（kW換算）〕85%以上
	照明設備	更新	業務用LED照明器具（人感センサー付きのものを含む）	平成22年3月19日付、経済産業省告示第54号「照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」達成率100%以上※1	
			一般用LED照明器具（人感センサー付きのものを含む）		
			非常時用照明器具（非常灯・誘導灯）		更新前と比較して定格消費電力（W）の改善が見込まれること
	冷蔵・冷凍設備	更新	業務用冷蔵・冷凍庫	平成25年3月1日付、経済産業省告示第34号「電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」および平成25年3月1日付、経済産業省告示第35号「電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」達成率100%以上※1	
			一般用冷凍・冷蔵庫		
	エネルギー管理設備	新設（増設は除く。）	エネルギーマネジメントシステム※2	原油換算省エネルギー量（kL）3%以上削減（新設の建屋に導入する場合は、一般的な標準値と比較）	
凍結防止ヒータ用節電器※3			消費電力量（kWh）50%以上削減		
恒温設備	更新	チラー（冷却水循環装置）	定格冷暖房能力（kW）/定格消費電力（kW）2.0以上		
		一般用ヒートポンプ式給湯器	平成25年3月1日付、経済産業省告示第38号「電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」達成率100%以上※1		

			業務用ヒートポンプ式給湯器	エネルギーコスト削減効果（通年エネルギー消費効率：A P F、固有エネルギー消費効率：発光効率、年間加熱効率、年間消費電力量の削減効果等）が更新前の設備より高くなっていること
			高性能ボイラ	ボイラ効率 90%以上
	熱電併給設備	更新	高効率コージェネレーション	総合効率 75%以上または発電効率 30%以上
	電気制御設備	更新	変圧器	平成 24 年 3 月 30 日付、経済産業省告示第 71 号「変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」達成率 100%以上※ 1
産業用モータ			平成 26 年 10 月 31 日付、経済産業省告示第 218 号「交流電動機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」達成率 100%以上※ 1	
	窓	更新	複層ガラス	平成 26 年 11 月 28 日付、経済産業省告示第 235 号「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」達成率 100%以上※ 1
真空ガラス			更新前と比較して熱貫流率（W/m ² ・K）の改善が見込まれること	
サッシ			平成 26 年 11 月 28 日付、経済産業省告示第 234 号「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」達成率 100%以上※ 1	

※ 1 「資源エネルギー庁 省エネポータルサイト」 (https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/) に掲載されている告示およびパンフレットにより、補助対象設備か確認すること。

また、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく省エネ基準（トップランナー基準）がない場合は、エネルギーコスト削減効果（通年エネルギー消費効率：A P F、固有エネルギー消費効率：発光効率、年間加熱効率、年間消費電力量の削減効果等）が更新前の設備より高くなっていること。

※ 2 見える化機能の実現およびエネルギー管理支援サービスに必要な項目の計測、電力・ガスその他エネルギーを含め 1 か月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量の統一単位（原油換算 kL）での閲覧、運用改善に資するデータの表示・確認、エネルギー管理支援サービスに必要な制御、省エネルギー更新設備や他既存設備に対し自動でエネルギーを削減する制御、EMS による制御効果を把握するために必要な制御ログ等の取得・保存を行えるもの。

※ 3 給水配管等の凍結防止に用いる発熱部を備えたヒータの消費電力を低減させるため、ヒータと電源の間に接続し、温度制御技術等を用いてヒータ温度を一定に制御するもの